

「障がい者緊急時支援事業」の利用登録をしませんか？

「障がい者緊急時支援事業」って何？

日常生活において介護や支援、見守りなどを必要としている障がい者が、あらかじめ、短期入所等の障がい福祉サービスの見学や体験利用等を行うことで、家族の急病等の緊急時においても、安全に過ごすことができる場所を提供するなど、必要な支援を行う事業です。

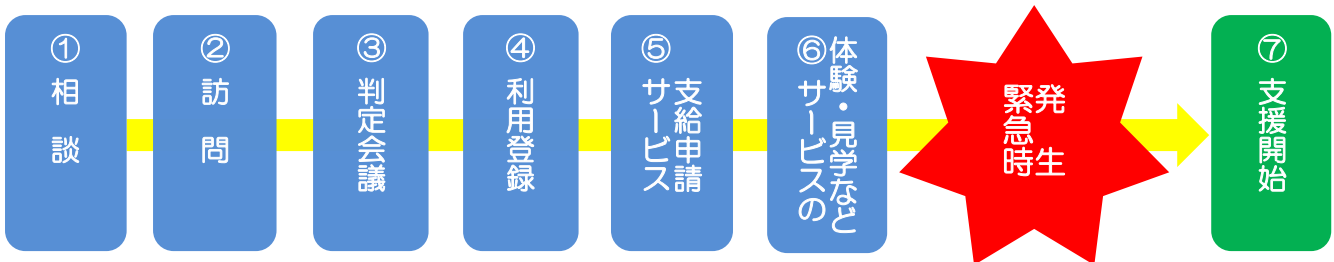
どのような人が利用できるの？

下記のすべての条件に該当する方が利用できます。

- ① 高松市、直島町にお住まいの障がい者
- ② 日常生活において、見守り等を必要とする方
- ③ 市町、基幹相談支援センター等により構成する判定会議において、利用登録の必要があると認められた方



どのような手続きが必要なの？



※ 下記センター職員が手続きのお手伝いをいたします。

※ 登録後も、下記センター職員が定期的に訪問し、状況に変化がないか等、聞き取りを行います。

どこに相談すればいいの？

まずは、お住まいの地区を担当する基幹相談支援センターにご相談ください。

※ 月～金曜日（祝祭日、年末年始を除く） 9：00～17：00

	管轄する基幹相談支援センター	住所	地域	電話番号（FAX）
中核拠点	① 高松市障がい者基幹相談支援センター ※中核拠点として、市内全域を管轄するとともに、右記の地域を担当する。	福岡町2丁目24-10 高松市社会福祉協議会 福祉コミュニティセンター高松東館2階	松島・築地・新塩屋町・四番丁・二番丁・日新・亀阜・女木・男木	880-7012 (880-7013)
	② 障害者生活支援センターたかまつ	田村町 1114	鶴尾・太田・太田南・弦打・鬼無・香西・下笠居	815-0330 (867-0420)
地域拠点	③ 地域生活支援センターこだま	木太町 1997-3	花園・栗林・木太	802-1036 (802-2661)
	④ 障害者生活支援センターあい	前田東町 585-21	古高松・前田・川添	847-1021 (847-1031)
	⑤ 障害者地域生活支援センターほっと	川島東町 1914-1	川島・十河・西植田・東植田・塩江	840-3770 (840-3769)
	⑥ 障害者相談支援センターりゅううん	仏生山町甲 2436-1	林・三谷・仏生山・多肥・一宮・香川	815-5266 (815-5267)
	⑦ 地域活動支援センタークリマ	牟礼町原 883-16	屋島・牟礼・庵治	845-0335 (870-1090)
	⑧ 相談支援事業所ライブサポートセンター	岡本町上新開 60-1	川岡・円座・檀紙・香南・国分寺	815-7871 (815-7505)

※ 制度全般に関するお問い合わせは、高松市障がい福祉課（087-839-2333）まで